

## 「教育等の振興に関する施策の大綱(案)」及び「第2期高知県教育振興基本計画(案)」へのご意見に対する考え方

「教育等の振興に関する施策の大綱(案)」及び「第2期高知県教育振興基本計画(案)」について、平成28年2月4日(木)から平成28年3月4日(金)まで県民の皆さまからご意見を募集しましたところ、8名と4団体から計12通79件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、複数のご意見をいただいている場合は、その趣旨に沿って分類・整理したうえで記載させていただいておりますので、ご了承ください。

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
1		○	基本理念	理念としては、まさに基本的な考えであり、その通りだが、学んだ先に対価がある。郷土への愛着が湧くような環境づくり。産業があり、そして仕事が出来、生活ができる。学生、生徒が高知に残り、高知でやっていける環境づくりが第一と考える。教育の向上には賛成だが、現状では、中央への人材育成だけで終わりそうに考える。	<p>県内で生まれ育ち、学んだ子どもたちが県内に残ることができるよう、本県の産業振興を図り、雇用を創出していくことは、人口減少に歯止めをかけるためにも非常に重要であると考えています。</p> <p>これまで県をあげて産業振興計画等を推進してきたことにより、有効求人倍率が上昇するとともに、製造品出荷額など各産業分野の産出額等が上昇傾向に転じるなど、県経済全体の底上げに向けて一定成果が出てきています。</p> <p>加えて、教育の分野では、高校生のキャリア教育の一環として、県内企業でのインターンシップ等により生徒の県内企業理解の促進に取り組むとともに、子どもたちに郷土や地域のことを知り、愛着を持ってもらうためのさまざまな取組も進めています。こうした取組等の結果、高校生の県内就職率も向上してきています(H20:47.9%、H26:62.6%)。</p> <p>今後ともこうした取組を推進することにより、若者の県内定着につなげていきます。</p>
2	○	○	基本理念	人間を社会に対して受け身的にとらえる面があり、「学ぶ意欲」「心豊か」なども、競争社会における限定されたものと捉えられる。人類的課題を解決し、社会を変えていく力を持つ人間という視点がほしい。	<p>一つ目の基本理念は、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、夢に向かって羽ばたけるようにするために必要な知・徳・体の調和のとれた生きる力を育もうとするものです。また、二つ目の基本理念は、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材を育成しようとするものです。こうした理念は、ご意見をいただいた人類的課題を解決し、社会を変えていく力を持つ人間ということにもつながるものと考えています。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
3	○	○	基本目標、KPI	県版学テ・全国学テともに、「学テは、点数を競うのではなく、学習到達度などを把握し、授業に生かすことが目的」というならば、「計画」に学テの点数目標を入れるべきではない。	<p>本県教育の振興に向けて、これまでも高知県教育振興基本計画重点プランにおいて子どもたちの知・徳・体の分野ごとに目標を掲げ、さまざまな取組を推進してきました。その結果、小学校の学力が全国上位にまで改善するなどの成果も出てきたところです。</p> <p>このように、子どもたちが身に付けた学ぶ力や学びの質、心の状況、そして体力・運動能力を客観的・技術的に測る指標として、具体的な数値目標を掲げ、施策の点検・検証を行いながら、PDCAサイクルに基づき取組を推進していくことは、子どもたちの知・徳・体の課題を解決していくために、重要なことだと考えています。このため、教育大綱及び第2期基本計画においても、子どもたちの知・徳・体の分野ごとにすべての教育関係者に目標としていただくための数値目標を設定したところです。</p>
4	○	○	基本目標、KPI	多くの目標が相対的な目標(全国平均との比較)であることは、課題の本質を見失わせる危険がある。また、知の分野の小中学校は相対的な目標であるが、高等学校の目標は絶対的な目標になっているのは矛盾している。目標を設定するのであれば、高知県の子どもの成長にとって必要な到達すべき姿を検討し、絶対的な目標とすべきである。	
5	○	○	基本目標、KPI	対策の指標として多くの数値目標が掲げられているが、『数値目標達成のために』と学校や教職員の願いに反して無理な推進につながりかねない。教育行政が掲げる数値目標は、自らが行う条件整備についてとどめておくべきである。	
6	○	○	基本目標、KPI	数値目標を設定することに対しては慎重さが必要である。特に、「知の分野の基本目標」において、小中学校における学力を「全国上位を維持し、更に上位を目指す」としたり、「全国平均以上に引き上げる」とする目標設定は、他都道府県のランクの上下によって左右されるものであり、このような目標を据えることは、教育本来の目的から逸脱するものである。	

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
7	○	○	基本目標、KPI	<p>具体的な取り組みが多いことで、学校現場の自主性と柔軟性の隙間が少く、やりにくさを感じる。また、取り組む量と現場力(人数)との比率があていない。教育委員会の実現に向けてのイメージと現場実態とのズレがあり、意識した取り組みは推進されにくいと感じる。</p> <p>基本目標がこれまでと同じような数値目標になっていると、代わり映えがしない印象を受け、数値を上げるための印象がぬぐいきれない。数値は、課題や現状からの改善に向けた参考としては扱えるが、点数や順位を向上させるためのものではなく、本来、児童生徒の学ぶ意欲や学びの質が問われなければならない。「学ぶ目的や意義を見出し、興味関心をもって学んでいくこと」、「単に知識としてではなく生活や社会との結びつきを考える中で、自ら考え問題を解決していく力を伸ばすこと」、「様々な人々と協力したり、折り合いをつけたりするためのコミュニケーション能力、よりよい社会(環境)づくりの実現にむけ学び続ける力をつけること」等、社会にでて生きぬく力につながる「豊かな学び」を保障することが求められる。</p> <p>これらのことをふまえ、高知県の教育は、数値目標のもつ印象よりも現場を尊重し、児童生徒の成長を力強く支援することを前面に出していただきたい。また、進路保障としての自尊心の高まりや存在承認の大切さを意識し、ひとりも落ちこぼさないための教材研究や授業改善、校内研究や研修を充実させる支援体制を推進していくことを掲げていただきたい。</p>	<p>教育大綱及び第2期基本計画は、子どもたちの知・徳・体などの本県教育の課題について、何が原因となり厳しい状況に陥っているのかを深く掘り下げ、子どもたちの視点に立った真に有効な施策を打ち出したものです。このことは、本県の子どもたちの知・徳・体の現状を考えたときに、単なる理念を書き込むだけではその改善を図ることは難しく、課題を解決するためにはそれを担保する施策まで書き込むことが必要だと考えてたということです。</p> <p>また、教育大綱及び第2期基本計画については、来年度から4年間の実行段階において、取組の成果や課題などをしっかりと点検・検証しながら、PDCAサイクルを回し、仮に学校現場の実態とずれがあれば、毎年度、必要に応じて柔軟に修正していきたいと考えています。これらの点検・検証に当たっては、市町村教育委員会や教員など様々な教育関係者の方々から丁寧にお話も聞きたいと考えておりますし、総合教育会議においても協議を行ってまいります。</p> <p>また、基本目標についてもご意見をいただいておりますが、これまでも高知県教育振興基本計画重点プランにおいて、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げ、様々な取組を推進してきました。その結果、小学校の学力が全国上位にまで改善するなどの成果も出てきたところです。ご意見にある児童生徒の学ぶ意欲や学びの質が問われなければならないということは大切なことであり、こうした学ぶ意欲や学びの質を客観的・技術的に測る指標として具体的な数値目標を掲げ、施策の点検・検証を行いながら、PDCAサイクルに基づき取組を推進していくことが、子どもたちの知・徳・体の向上など本県教育の課題を解決していくために、極めて重要なことだと考えています。</p> <p>こうした取組を続けることが、ご意見をいただいた、「学ぶ目的や意義を見出し、興味関心をもって学んでいくこと」、「単に知識としてではなく生活や社会との結びつきを考える中で、自ら考え問題を解決していく力」、「様々な人々と協力したり、折り合いをつけたりするためのコミュニケーション能力、よりよい社会(環境)づくりの実現にむけ学び続ける力」などの学力を、子どもたちに身に付けさせていくことにつながるものと考えています。</p> <p>さらに、児童生徒の成長を力強く支援することや、進路保障としての自尊心の高まりや存在承認の大切さを意識し、ひとりも落ちこぼさないための教材研究や授業改善、校内研究、研修などの充実を図っていくことは、県としても大切なことだと考えており、教育大綱及び第2期基本計画においては、これらの充実・強化を図るための施策もしっかりと打ち出したところです。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
8	○	○	取組の方向性と施策の基本方向	<p>「チーム学校の構築」の必要性を述べるにあたり、「学校組織が少数の管理職と多数の教員で構成されている」ことを問題とし、「課題への対応が個々の教員により対症療法的…組織としての取組が弱い」と指摘している部分について、削除もしくは修正を求める。特に「対症療法」との表現は、これまでの教職員の実践を否定することにもなりかねない。問題は管理職の数の少なさではなく、教職員数の少なさではないか。</p>	<p>教育大綱及び第2期基本計画においては、本県教育の課題を深く掘り下げて、その解決に向けた真に有効な施策を打ち出すことを目指しています。その中で、学校における課題として、課題に対する組織としての取組が弱いといった状況がまだまだあり、その原因としては、個々の教員の取組に課題があるというよりも、学校の組織としての仕事のあり方に問題があると分析したところです。こうした分析に基づき、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくこととしたものです。</p> <p>具体的な対策としても、学校の組織マネジメント力を強化し、全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備等を打ち出したところです。</p>
9	○	○	取組の方向性と施策の基本方向	<p>「5つの取組の方向性」のすべての柱において(特に(2)(3)(5))、保護者としてだけでなく労働者としてワーク・ライフ・バランスが不可欠である。つまり、ライフの中に社会全体で子どもを育み、育てるという視点が必要だと考える。</p> <p>教職員と地域がともに築く組織体制においても、生涯学び続ける環境づくりにしても、時間を割く余裕がなければ、体制が整えられても実現できない。</p> <p>「(8)生涯にわたって学び続ける環境をつくる」の「こうした課題を解決するために」の中に④として、「県全体でのワーク・ライフ・バランスの推進」という文言を入れるべきである。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進は、急速に進む少子化の問題に対応していくためにも重要なことであり、県全体で取り組んでいくべき大きな課題だと認識しています。</p> <p>他方、教育大綱及び第2期基本計画は、本県の教育等を振興するために教育委員会等が具体的に取り組む真に有効な施策を書き込むこととしているため、ワーク・ライフ・バランスの推進については記述をしていません。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
10	○	○	<p>【基本方向1】 チーム学校</p> <p>・学校の組織 マネジメント</p>	<p>「チーム学校」を全面に打ち出し様々なことを目標に掲げ数値目標を提起しているが、現在の学校現場でなぜそれが出来ていないのかに対する分析が不十分である。</p> <p>統一的な対応ではなく個々の教員の対応に頼っているなどの指摘はあるが、それは結局、十分な合意と打ち合わせが出来ない学校の現状の反映である。</p> <p>学校長を中心とする上意下達の管理的な学校ではなく、全教職員が参加し、合意と納得・創意工夫と協力によって教育実践が行われる学校を作るよう、業務の削減や学校の自主性の尊重などを「計画」の基本姿勢にすべきである。</p>	<p>教育大綱及び第2期基本計画の大きな柱の1つとして打ち出したチーム学校は、学校が対応しなければならない課題が複雑化・困難化するとともに、教員の多忙化も指摘され、ご意見にあるように、十分な打ち合わせができないなどの学校の状況もある中で、全教職員参画のもとで作成した学校経営計画に基づき、校長中心に全教職員が目標や課題を共有し、方向性を合わせた組織的な取組を主体性・自主性をもって進めていくことができる学校を構築しようとするものです。決して、ご意見にあるような上意下達の学校を構築するものではなく、むしろ合意と納得・創意工夫と協力によって教育実践が行われる学校を構築することにもつながるものと考えています。</p> <p>また、チーム学校において導入することとしている教科のタテ持ちは、教員同士がチームを組んで組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図っていく仕組みです。この仕組みは、力量のある教員や先輩教員が若い教員を日常的に指導するといった教員同士の学び合い、助け合いにつながります。</p> <p>さらに、教員の専門性だけでは対応が困難な課題が出てきていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員などの外部の専門家や、学校支援地域本部などの活動を通じて地域の方々のお力を借りることにより、それぞれが役割分担し、協力しながら課題への対応を図ることができます。</p> <p>以上のようにチーム学校の取組を進めていくことは、教員の業務の負担感の軽減や多忙感の解消にもつながります。</p> <p>こうした施策を書き込んだ教育大綱及び第2期基本計画については、来年度から4年間の実行段階において、学校現場の取組の状況や成果、課題などをしっかりと点検・検証しながら、PDCAサイクルを回すことによって、毎年度、必要に応じて柔軟に修正していきたいと考えています。これらの点検・検証に当たっては、市町村教育委員会や教員など様々な教育関係者の方々から丁寧にお話も聞きたいと考えておりますし、総合教育会議においても協議を行ってまいります。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
11	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・学校の組織 マネジメント	<p>教職員の合意に基づく共同した学校運営はこれまでも大事にされてきたが、それが困難になってきたのは、教育課程・内容の押しつけが強まり、教職員を階層化し、処遇や給与につながる人事評価制度が導入されたことなどが大きな要因である。</p> <p>「チーム学校」で強調される「校長のリーダーシップ」や「ミドルリーダーとしての主幹教諭」は、上意下達的な組織運営につながる恐れがある。</p> <p>校長のリーダーシップは、教育的な論議を促し、教職員の合意のために調整し、まとめる力量にこそ求められる。</p> <p>中間管理職的な人員より、少人数学級、専科教員、担当時数削減、児童生徒支援のための教職員を増やすべきである。</p> <p>また、初任者研修や悉皆研修等による校外研修ではなく、現場での学び合いで力量をつける校内研修の充実、自主的研修の保障のための条件整備が必要である。</p>	<p>学校が対応しなければならない課題が複雑化・困難化している中で、子どもたちの知・徳・体の向上など、本県教育の課題を根本的に解決していくため、教育大綱及び第2期基本計画においては、チーム学校の構築を取組の大きな柱の1つとして位置付けています。</p> <p>現在の学校の組織は、少数の管理職と多くの教職員で構成され、組織としての取組がまだまだ弱いという課題があります。</p> <p>このため、チーム学校の構築においては、まず、学校の組織マネジメント力を強化し、全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備を図ることとしています。</p> <p>この学校経営計画は、ご意見をいただいた「子どもにとっての最善は」ということについて、全教職員が参画し、議論する重要なツールだと考えています。全教職員の参画のもとで学校経営計画を作成し、これを校長が明示することによって、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を進めていくことが重要だと考えています。</p> <p>また、教員の大量退職・大量採用の時代を迎えている中で、急増する若手教員の育成という課題などを解決していくため、教員同士がチームを組んで組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などの取組を推進していくことが必要となっています。ご意見をいただいた主幹教諭は、こうした取組を具体的に推進するために配置を拡充することとしたものです。この主幹教諭の配置により、各学校の課題を解決するために配置している児童生徒支援や少人数指導等のための教員加配の取組も更に充実させていくことができるものと考えています。</p> <p>さらに、研修に関しましては、ご意見をいただいたとおり学校における校内研修は重要だと考えています。このため、教育大綱及び第2期基本計画においては、その充実を図る施策もしっかりと書き込んでおり、教育センターにおいて実施する研修などと効果的に組み合わせることによって、教員の指導力の更なる向上を図っていきたいと考えています。</p>
12	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・学校の組織 マネジメント	<p>「概要」の中で学校の課題のひとつとして「…担当部署…組織間の連携が十分ではないこと」を指摘しているが、学校の規模にもよるのではないかと。中山間地域の比較的小規模の学校が多い本県においては、およそすべての学校に共通の課題とは考えられない。</p> <p>また、「大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていること」を課題として取り上げていますが、これを解決する具体策が「校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備(p25)」とすることに疑問を感じる教職員は少なくない。</p>	<p>県立学校においては、校長のビジョンのもと、教職員が参画し、学校の課題や方向性を協議、共有して学校経営計画を策定しています。この計画に基づき組織的な取組を進め、PDCAサイクルを回しながら取組の改善を組織的に図っているところです。しかし、学校長を中心に生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織体制はしっかりとあるものの、組織間の連携が十分でない面もあり、やはり個々の教員の裁量や力量で仕事が進んでいる状況も見受けられます。そのため、管理職の学校組織マネジメント力を高め、担当部署と個々の教員が常に連携し、組織としてしっかりと取り組んでいくことができる体制整備を進めていくこととしたものです。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
13	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》  ・学校の組織 マネジメント	<p>「【主な取組】①」の中で、「学校経営計画」を「教職員が参画して策定する」と明確に示している点は、評価できる。</p> <p>校長だけがこれを策定し、トップダウンでこれを押し進めるのではなく、教職員の意見が反映されてこそ、「学校経営計画」もその実効性が増すのではないか。</p>	<p>現在、全ての県立学校において、校長のビジョンのもと、教職員が参画し、学校の課題や方向性を協議・共有しながら学校経営計画を策定しています。この計画に基づき組織的な取組を進め、PDCAサイクルを回しながら取組の改善を組織的に図っているところです。</p> <p>計画の策定に当たっては、これまでも教職員が参画して進めていますが、更に分かりやすい、シンプルなビジョンや目標を設定することなどにより、全教職員がしっかりと課題や改善策を共有しながら教育活動に取り組める学校づくりを目指していきます。</p>
14	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》  ・学校の組織 マネジメント	<p>「【主な取組】③」について、「校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化」に対して「主幹教諭の配置を拡充」しているが、これまでに主幹教諭を配置された学校の取組をよく検証する必要があるのではないか。</p>	<p>平成21年度から配置をしている主幹教諭は、校長及び教頭を補佐し、学校運営に参画するとともに、校長及び教頭と教職員とのパイプ役として学校運営を円滑に機能させる役割を担ってきました。また、各学校の課題解決に向けたリーダー的役割としても機能し、学力向上プランのリーダーとして教職員を先導し、学力向上につながるなどの成果が見られています。</p> <p>学校が抱えるさまざまな教育課題を解決していくためには、校長を中心として教職員が組織的に取り組むチーム学校として機能する必要があります。その中で、主幹教諭は、組織マネジメントを強化し、校務分掌や学年団との連携を一層進めるなど重要な役割を担っているものと考えています。</p>
15	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《小・中学校》  ・学校の組織 マネジメント	<p>p27の対策1-(1)の「主な取組」の②について、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組をすすめることはとても大切なことと考える。</p> <p>ただ、数値目標の設定などが、調査の数値ありきで行われてしまうことには、数値で見えない現場の状況や一人ひとりの子どもの背景に目が向けられないことになりはしないか危惧をする。</p> <p>数値目標を掲げることも一つの指標であるが、同時に数値目標に表れない部分についてもしっかり子どもの実態を把握した上で、課題や目標の共有が必要であるし、このことが、教育振興基本計画に掲げられている「特色ある学校づくり」につながる部分であると考えます。</p> <p>そのため②の文章の中で、「全教職員が」の後に「各学校の子どもの実態をもとに」を入れるべきである。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、各学校の目標や課題は、各学校の子どもたちの実態を踏まえて設定され、また、解決のための取組が推進されるべきものであり、当然のこととして、現状の学校の目標や課題という表現には、その趣旨が含まれているものと考えています。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
16	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・多忙化解消	【教員の多忙化解消策】 多忙化解消策を具体的に打ち出し、「子どもたちに向き合う時間の確保」を「計画」の中に強く打ち出すべきである。	教員の多忙感の解消につきましては、文部科学省の「学校現場における業務改善のためのガイドライン」に沿って取組を進めることが重要であると考えています。 県教育委員会としては、チーム学校の構築を進める中で、外部の専門家を活用することや、地域の方々にも支援をいただくことなどにより、教員の多忙感の解消や教員が子どもと向き合う時間の確保に努めていきます。教育大綱及び第2期基本計画の案においても、このことについてきちんと指摘し、記載をしているものと認識しています。
17	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・多忙化解消	教職員の状況として、多忙化の問題を取り上げるべきである。また、病休の状況、勤務時間外の業務の多さ、臨時教員未着任なども深刻な問題である。 文中に記述はあるが、項を起こして多忙化に関する現状認識を示すとともに、施策の基本方針の中に多忙化解消に対する具体策を盛り込むべきである。	
18		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	「チーム学校の構築」について、事務職員の活用にいっさい触れていないのがとても残念。中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」には事務職員の活用について、多く記載されている。 ①「学校の組織マネジメント力を強化」するための施策として、共同実施を利用して学校の事務機能を強化し、校長のリーダーシップを補佐できるようにすること。 ②「地域との連携・協働」するための渉外・調整担当者として事務職員を活用すること。 以上2点を基本計画に入れていただきたい。高知県の教育のために役に立ちたいと、事務職員はいつも思っている。	本県における学校事務の体制や機能の強化については、平成26年度に、市町村立学校への「事務長」職の位置付けを行うとともに、学校事務の共同実施を更に推進するため、市町村教育委員会に対して、事務支援室の設置に向けた働きかけを行って来ました。 こうした状況の中で、国は、平成27年12月の中教審答申を受けて、「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策の一つとして「学校のマネジメント機能の強化」を挙げ、そのためには、事務体制の強化が重要であるとの方向性を示したところです。 教育大綱及び第2期基本計画の大きな柱である「チーム学校」を構築するためには、県としても学校の事務機能の強化が必要であると考えています。 また、ご意見にもあるとおり、現状においては事務職員を財務や地域との連携において十分に活用できていない面も見られます。この要因としては、管理職の組織マネジメントの課題と合わせて、事務職員個々の力量や事務体制の問題も挙げられます。 これらの課題を解決するため、学校の管理職に対するマネジメント研修や、事務職員への財務やマネジメントに関する研修について、その内容を更に充実させていかなければならないと考えています。また、学校事務の体制強化については、引き続き市町村教育委員会に働きかけていきたいと考えています。 ご意見をいただきました内容を踏まえ、教育大綱及び第2期基本計画の中に、事務機能の強化など校長のマネジメントを支える仕組みや研修の充実について位置付けることとします。 さらに、学校の組織的な取組は、事務職員も含めた全教職員で進めていくべきという考え方のもと、「少数の管理職と多数の教員」という記述については、「少数の管理職と多数の教職員」に修正します。
19		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	中教審答申では、「教員と事務職員の役割分担」について触れてるが、今回の教育振興基本計画では、事務職員や事務機能の活用については触れていない。 現在でも、学校組織では、教員以外の職として事務職員が学校経営に財務や渉外・地域との連携の部分で関わっている。 教頭との役割分担や学校事務システムの改善など、教員が本来の職務に専念できるようになるためには、事務職員の働きは大きい。教育振興基本計画の具体的方針に事務体制の強化も明記すべきであると思う。	



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
20		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	<p>学校が組織として十分な機能を発揮できないのは、管理職も含め多くの「教員」が学校運営を行っているからだと思う。事務職員は財務や渉外・地域との連携に関わってはいるが、多くの学校では、その活用は十分とは言えない。外部からの専門的な人材の活用は今の時代当然の流れだが、まずは学校組織内に目を向け、(教員以外の職)事務職員の活用を進めることが大事であると思う。</p> <p>そういう点からも、もっと基本計画に事務職員についての表記があるべきではないかと思う。</p>	
21	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	<p>第2期高知県教育振興基本計画に、学校事務に関する取組について何ら触れられていないのは大変残念。</p> <p>中央教育審議会答申は、チームとしての学校を実現するための具体的な改善方策として学校のマネジメント機能の強化をあげており、その中には「事務体制の強化」が示されている。</p> <p>事務職員は、総務・財務事務に関する知識を有する行政職員として、チーム学校の中で、役割を果たしていきたいと考えている。また、教頭や主幹教諭とともに、学校長を補佐し、学校経営に参画することで、校内体制の充実を図ることができると考えている。学校経営体制が強化されることは、組織のマネジメント体制を確立することであり、カリキュラムの最適化が図られ、教育内容そのものの充実につながるとも考える。</p> <p>今回の教育振興基本計画にも事務体制の強化に対する高知県としての取組や、「チーム学校」の推進に事務職員が果たす役割等を明記していただきたい。</p>	(18~19と同趣旨)
22		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	<p>中教審答申(チームとしての学校の在り方と今後の改善について)の中では、改善方策として(1)専門性に基づくチーム体制の構築、(2)学校マネジメント機能の強化、(3)教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備がかかげられている。</p> <p>今回の教育振興基本計画の基本方向1「チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題解決に取り組める学校を構築する」の中に「事務体制の強化」の記述がない。</p>	

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
23		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	第2期教育振興基本計画においても事務体制の強化を具体的な事業として示し、事務職員の総務・財務等の専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、教頭とともに校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員としての役割が果たせるよう方向性を打ち出していきたい。	(18～19と同趣旨)
24		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	学校運営事務の統括者として一定規模以上の学校に学校運営事務の統括者としての事務長を配置するなどの検討も必要と考える。	
25		○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	「チーム学校」を進めていくための事務体制の強化には、高知県のほとんどの市町村で行われている「事務の共同実施」を活用する。そのためには一貫した取り組みが必要であり、責任の所在が明確となる支援室の設置・拡充・整備が必要と考えられるので、第2期教育振興基本計画に位置付け計画的に推進することを望む。	
26	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・事務体制の強化	今回の高知県教育大綱においては学校事務職員に関する記述がほとんど見られない。 p19において「チーム学校」の取組の推進にあたり、⑤として「学校運営における学校事務職員の役割の確立と配置の拡充」を明記してはどうか。 p26の対策1-(1)においては、まず、「概要」の2行目の「学校の組織が…」というところには、「少人数の管理職と多数の教職員」をすべきであり、続けての「管理職以外の教員」は「管理職以外の教職員」をすべきである。 また、同ページの「主な取組」の中に、⑤として、「学校事務職員が、教育内容と教育活動に必要な物的・人的資源を効果的に組み合わせていくなど学校運営チームの一員として、力を発揮するための研修内容の充実を図る。」を明記してはどうか。	

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
27	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・地域との連携	<p>学校支援地域本部の活動充実については、地域コーディネーターの確保・育成につながっていくイメージはもてるが、人材確保から苦勞する地区(地域住民の高齢化によって)もあると考えられる。また、対策の文面の中に、「学校体制として、地域との連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底する」とあるが、今以上の業務の重なりや負担にならないような、実効性のある体制と人的配置をお願いしたい。</p>	<p>学校支援地域本部の活動に携わっていただく地域人材の確保が困難な地域を支援するために、平成28年度から「放課後学び場人材バンク」が行う地域人材の発掘・登録・マッチングなどの取組を学校支援地域本部にも拡大し、人材確保に努めていきます。</p> <p>また、学校と地域との連携調整を担う担当者につきましては、今後、国の動向も見据えながら、実効性のある位置付けなどを検討していきます。</p>
28	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・対策	<p>「若い教員は授業力が低い」という前提で書かれているが、一概に授業力が低いとは言えない。むしろベテランの教員の中には、授業力が高いとは言えない人もいます。</p> <p>実際に、県外の先進校の教育研究発表会等に行っている教員は、とても少ないと思う。県外を見ないと高知レベルにしかならない。それが問題ではないか。そもそも学校内・県内だけで授業改善ができるわけがない。</p>	<p>ご意見にあるとおり、個々の教員の授業力は一人一人異なります。一方、教員の大量退職・大量採用の時代を迎えている本県においては、今後急増する若手教員に、理念だけではなく学校現場における実践的な指導力を育成することは、本県教育の大きな課題の一つであると考えています。このため、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うチーム学校の構築に向けた取組を推進することなどにより、若手からベテランまで全ての教員の指導力の向上を図っていきたくと考えています。</p> <p>また、県内外の質の高い教育を知ることは、教員の指導力の向上を図る上で有効ですので、学力の高い県や県内外の大学院、国の教員研修センターなどに積極的に教員を派遣するとともに、大学との連携等により中核教員を育成することなどにより、教員の指導力の向上を図っていきます。</p>
29	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・対策	<p>これまでの「ヨコ持ち」の授業は、担当の学年の教材について、しっかり研究・開発ができ、また、ある学級の授業のあと、反省を活かして次の学級の授業をする等、常に改善していくことができた。</p> <p>「タテ持ち」になると、教材研究すべき対象が増え、各学年の授業に対する責任の所在も不明確になり、授業の質が落ちる可能性がある。教員のモチベーションが下がることもあると思う。</p>	<p>教科の「タテ持ち」を導入する目的の一つは、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築することにあります。「タテ持ち」の導入校では、日々の教科会などを通じて教員同士が切磋琢磨する機会が数多く持たれ、授業改善が図られるとともに、若手教員の育成のための日常的なOJTも活性化されることにより、教員の指導力の向上が図られると考えています。</p> <p>一方、ご意見にあるような問題が生じないよう、「タテ持ち」の目的や取組内容、約束事等を全教員で共有することや、教科会等の定期的な情報交換の時間・場の確保等を徹底することが必要です。</p> <p>今後は、「タテ持ち」の導入に伴う課題を克服するとともに、導入による効果が最大限発揮されるよう、導入校における実践研究を推進するとともに、その研究成果の県内への普及を図っていきます。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
30	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・ 対策	学校現場は授業改善プラン等の作成に時間をとられているようだが、「教育委員会に提出する書類」を作っている暇があったら、日々の教材研究をしてほしい。	「授業改善プラン」は、各教科ごとに現状や課題を把握・分析した上で教科の方針を策定するための重要な指針であり、各学校において組織的に授業改善を進めていくために欠かせないものです。このため、今後とも、その策定・実践に継続的に取り組んでいきたいと考えています。 なお、授業改善プランを作成すること自体が課題解決を図る授業づくりのための教材研究にもつながっていくものと考えています。
31	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・ 対策	アクティブラーニングは大学の授業に対して出てきた考え方で、小中学校ではそもそもそれを目指してやってきたはず。そんなことよりも日々の教材研究をする方が大事。	社会・経済が激しく変化する時代を生き抜くために必要な思考力・判断力・表現力等を児童生徒に育成するためには、学びの量とともに、学びの質や深まりが重要となっています。 児童生徒が「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」についても重視し、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善を、義務教育段階から意図的・効果的に進めていくことは、教材研究と同様に大変重要なことだと考えています。
32	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・ 対策	数学の学力テストの結果が悪いのは、数学だけの問題ではなく、「読解力」が身につけていないからではないか。数学以前に問題の意味が分かっていないのだと思う。(理科も同様)	中学校の数学の学力が低いことの原因の一つとして、ご意見にあるとおり、問題を十分読むことができていないということがあって考えています。加えて、問題を讀んだ上で、答えを導き出すための思考力・判断力・表現力が十分に身に付いていないということも考えられます。 このため、今後、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を充実させていきます。
33	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・ 対策	高校は、「義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま～」と言っている一方、中学校の学力が低いのは中学校のせいだとしているのが、疑問。小学校での学習内容は本当に定着しているのか。中学校が悪い、義務教育が悪いではなく、各教科において、小学校から高校まで見通しを持って、授業・教科の研究に取り組むのがいいと思う。	子どもたち一人一人の能力や特性に応じて、小学校から高等学校までを見通しながら、各段階に応じて身に付けさせるべき学力をしっかりと定着させていくことが必要だと考えています。 このため、教育大綱及び第2期基本計画では、小・中学校と高等学校・特別支援学校に分けて、それぞれの学力の課題を根本的に解決するための施策を小学校から高等学校までの間を通して系統的な取組として書き込んでいます。 その中で、中学校においては、小学校までに身に付けた学力をまだまだ十分に伸ばし切れていないという課題があることから、タテ持ちの導入などの学力向上のための施策の大幅な充実・強化を図ったところであり、今後は、これらの施策の推進に努めていきます。

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
34	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《小・中学校》 ・「知」の課題・ 対策	<p>p31の記述について、「概要」の中に、学習指導要領の記述があるが、学習指導要領は学習内容を示すものであり、指導方法を記述するものではないと考える。</p> <p>子どもたちの実態をもとに、学校ごとにカリキュラムの編成することが大事である。カリキュラムの編成権は学校にあり、それにより、優れ取組が生まれてくると考える。</p> <p>各学校の自主性・主体性を尊重するためにも「指導方法」という文言は、削除すべきである。</p> <p>また、p32の「対策2－(3)」について学習の質の充実についての記述がある。用意された紙ベースの学習も一方で必要であるが、この対策のみでは、仲間や地域とともに学ぶ学校らしさが出ていない。</p> <p>ここに、学習内容に沿って、子どもの思いや考えを、仲間や地域との学習に活かすことのできる「目的や相手意識をもった子どもの言語活動の充実」に関する記載をするべきであると考え。</p> <p>さらに、新学習指導要領の改定に向けた中教審の報告の「社会に開かれた教育課程」の中で、「社会や世界の状況を幅広く視野に入れて、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと」がめざされている。</p> <p>昨今、おとなの社会への参画意識の低下が問題になっていることも鑑み、教科の中だけでなく、「特別活動や生徒会、児童会活動、総合的な学習の時間等における子どもの思いをいかした活動を体験できる場や子どもの自治的な活動の場の保障」が必要だと考える。対策2－(4)の中に記述をお願いしたい。</p>	<p>ご意見にあるとおり、カリキュラムの編成は学校が行うものであり、具体的な指導方法の工夫も学校に任されている部分も多いと考えます。しかし、学習指導要領の総則には、「各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じて指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること」と記載されています。</p> <p>また、現在、国においては、次期学習指導要領の改訂に向けた審議が中央教育審議会において行われており、その中では、我が国の子どもたちがこれからの社会を生き抜いていく上で必要となる資質・能力の明確化や指導・評価の方法などについて議論されています。</p> <p>こうしたことを踏まえて、指導方法という文言を記載しているものです。</p> <p>対策2－(3)については、ご意見にあるとおり、学習の質の充実を図るためには、紙ベースの学習のみならず、子どもたちが意見を交流し合うといった言語活動の充実が大切であるということは当然のことです。学習指導要領総則にも「各教科等の指導に当たっては、児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要である」と示されています。</p> <p>こうしたことも踏まえ、対策2－(3)②の「思考力を養う問題等を授業で活用する」という取組をはじめ、思考力・判断力・表現力を育成するための施策には、言語活動の充実が含まれています。</p> <p>対策2－(4)については、ご意見にあるとおり、次代を担う子どもたちに将来を切り拓くための基礎となる力を付けるためには、様々な体験活動において、人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることを実感させることが大切だと考えています。</p> <p>こうしたことも踏まえ、対策2－(4)①にキャリア教育の推進を位置付けており、その中に体験活動や自治的な活動の場の保障についても含まれているものと考えています。</p>
35	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・「知」の課題・ 対策	<p>教員同士の学びあいや教科指導力を向上させる取り組みを更に充実・拡大させるために、県外への視察研修を同じ職場から数名参加させることができる体制づくりと予算化が必要。書物や講演、研修等で、子どもの学びの姿はイメージできるが限界がある。実際にいい授業や子どもたちの動き、学びあう姿、発言を実際に見る、教室の空気、雰囲気を感じるが一番。</p> <p>また、校内研修で初任者から10年次、11年次以上を分けた研修を取り入れる等すれば、更に児童生徒に向かう意識が高くなり、若手への育成やスキルアップにもつながると考える。教員同士の学びあう時間の確保が必要である。</p>	<p>教科指導力を向上させるために、よい授業のイメージを共通理解することは大切なことです。しかし、県外への研修視察に、同じ職場から数名参加することは、予算面からも、学校の体制面からも現実的に困難な状況にあります。したがって、対策2－(2)①に位置づけている「Off-JTの充実・強化」の中で、よい授業のイメージがわくような研修の工夫を行ってまいります。</p> <p>また、校内研修については、教員の授業力を向上するために非常に重要であり、対策2－(2)の②において、その質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、指導主事等が学校を訪問し、指導・助言を行うこととしています。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
36	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・「徳」の課題・ 対策	「【主な取組】③」の中に「文化系部活動の活性化」を掲げていることは重要である。 具体策として、文化部活動支援員の配置等についても検討すべきではないか。	高校生の豊かな感性や情操を育む文化系部活動の充実を図ることは、大変重要なことであると認識しています。また、文化系部活動のインターハイと言われている全国高等学校総合文化祭が、本県において、平成32年度に開催されることが決定しており、今後、文化系部活動の指導の充実を図るためにも、外部指導者の活用の検討を進めていきます。
37	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・「徳」の課題・ 対策	18歳選挙権と主権者教育についての記述がみられない。2016年より高校生の政治活動や選挙運動への参加が可能になることをふまえ、「社会性の育成」を掲げるこの項か、あるいは別に項を起こして、すべての教育活動を通じた主権者教育の充実を位置づけることが必要ではないか。	政治的教養を育む教育においては、政治や選挙についての理解を重視することにあわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度、論理的思考力など、まさにこれからの時代を生きぬいていくために必要な力の育成のための教育であると認識しております。  この教育で生徒に身に付けさせたい力は、本県で取り組んできた、社会的・職業的な自立を目指したキャリア教育や、課題を発見し、知識・技能を活用しながら課題を解決していく力を育む探究型学習などを通じて身に付けさせたい力と方向性は同じです。  しかしながら、選挙権年齢の引下げに伴い、生徒たちには、これまで以上に政治的教養を育むことが求められている現状を踏まえ、政治的教養を育む教育の充実を社会性の育成の項に新たに位置づけたいと考えております。
38		○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・「徳」の課題・ 対策	「対策3-(4)の指標 企業・大学等におけるインターンシップ等に 参加した生徒の割合」の「H31年度末の目標数値」を「100%」としているが、生徒の実態を踏まえた目標にすべきではないか。	社会に将来出たときに、社会的・職業的に自立して生きていける力を高校生に育成するため、キャリア教育を積極的に推進しています。その中で、働くこと、生きることの尊さを実感させることにより、勤労観や職業観を醸成し、進路選択へ結び付けるためにも、企業や大学等へのインターンシップは、学科を問わず全ての生徒にとって大変重要なことです。その際、3年間の学校計画の中に取組を位置付け、十分な事前指導、事後指導に基づき、それぞれの生徒にこの取組の目的を明確化した上で実施するとともに、学校と企業や大学等との連携体制の構築も更に進めていきます。



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
39	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《小・中学校》 ・「徳」の課題・ 対策	<p>「対策3-(1)」の概要に書かれてある内容については方向性においては、とても大事なことが書かれてあり、共感する。このことは、生徒指導上の諸問題の改善のみならず、子ども一人ひとりが自らのもつ力を発揮し伸ばしていくための「進路保障」の面からも不可欠なことである。よって、一文めの後に、「このことは、子ども一人ひとりの進路保障にもつながります。」の一文があると、単なる諸問題の数の削減が目的でないことが明確に伝わると考える。</p> <p>ただ、「対策3-(1)」の③の人権教育の推進について、②と比べると具体的な方向性が明記されていない。もう少し具体的な記述をお願いします。</p> <p>また、この部分においては、「児童生徒の人権意識の向上」のみならず、「隠れたカリキュラム(人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]より)」の視点を大事にする意味でも、教職員、保護者、地域も含めた人権意識のさらなる向上が求められると考える。</p> <p>「対策3-(3)」においては、概要のなかの「問題行動の早期発見・早期対応」には、教職員と子どもの信頼関係の構築が不可欠である。よって、信頼関係の重要性を鑑み、記述の「教職員による、児童生徒との関わりを通した」の後に、「信頼関係の構築のもと」ということばが必要ではないかと考える。</p>	<p>規範意識や自尊感情を育む組織的な取組を推進することは、ご意見にあるとおり「進路保障」にもつながると考えています。一方、「進路保障」は、こうした徳の分野の取組だけではなく、知や体の分野も含めた教育活動全体で取り組んでいくべきものと考えます。ご指摘の箇所は、「徳」の分野の課題として、いじめや暴力行為、不登校等の生徒指導上の諸問題に関する課題をあげています。この課題解決のために、児童生徒の道徳性を育むことや、これまでの対処を中心とした生徒指導に加え、全ての児童生徒を対象に教育活動全体で、自己存在感、自己有用感を高め自尊感情を育む生徒指導を積極的に推進することを中心に記述しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>人権教育は、学校における全ての教育活動を通じて行うものであり、児童生徒や地域の実態等によって、その具体的な取組は多種多様です。このため、「児童生徒一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり」という包括的な表記にとどめているものです。また、教職員、保護者、地域を含めた人権意識のさらなる向上を図ることは重要なことですが、ここでの記述はチーム学校の構築という学校教育に関わる取組を中心としています。ご意見いただいた内容については、今年3月に策定予定の「高知県人権教育推進プラン(改定版)」で具体的にお示ししたいと考えています。</p> <p>また、児童生徒との信頼関係が生徒指導の基盤となることはもちろんのことであり、ここでは、そのことを当然の前提として、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応において、全ての教職員が、児童生徒の少しの変化も見逃さず、情報共有し、学級担任のみならず、組織として早期対応、支援していくことについて記述したものであり、ご理解いただきたいと思います。</p>
40	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《小・中学校》 ・「体」の課題・ 対策	<p>p38の「『体』の課題と対策」において、高等学校・特別支援学校の方には、「対策4-(2)」の健康教育の充実」の中にスマートフォン等の過度な利用についての健康面の課題について載せてあるが、早期の対応の必要性を鑑み、小・中学校においても同様の記述が必要だと考える。</p>	<p>スマートフォン等の利用の問題に関しては、基本方向2の対策1-(5)において、小・中・高校生のスマートフォン等の長時間使用による学習習慣・生活習慣の乱れや、ネットを介したいじめ・犯罪の増加などの問題について指摘した上で、その解決のための対策を総合的に記述しています。</p>
41	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・特別支援教育	<p>「【主な取組】②」の中で、「特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」について述べてるが、その役割を発揮するためには、「より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣すること」とあわせて、教職員数の確保が必要である。学校教育条件を十分保障することが「センター的機能」の基本になるのではないかと考える。</p>	<p>特別支援学校では、障害のある子どもの教育に関する保護者からの相談に対応するとともに、小・中学校への支援といったセンター的役割を果たすため、コーディネーター等を中心に担当する部署を組織して、対応しています。今後とも、各学校の状況に応じてセンター的機能を発揮できるよう、教職員配置に留意するとともに、人材育成のための専門研修等を実施することにより、校内支援体制の整備に努めていきます。</p> <p>なお、教職員定数については、コーディネーターを専任で配置できるよう、基礎定数化の措置による改善について国に対し要望しています。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
42	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別支援学校》 ・特別支援教育	<p>「【主な取組】③」について、「望ましい職業観を育むキャリア教育の充実」を掲げ、「清掃や接客サービス等の技能検定を実施」としていますが、キャリア教育が職業教育に偏った印象を与え、一面的な理解にならないよう、配慮が必要ではないか。</p>	<p>技能検定は、特別支援学校で作業学習として行われている清掃や接客サービスなどの、日々の学習の成果を発表する場ととらえ実施するものです。この技能検定は、目標に向かって学習する意欲の向上や望ましい職業観を育むことなどをねらいとして実施することを明記しており、職業教育に偏ったキャリア教育ではないことはご理解いただけるものと考えています。</p>
43	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・特別支援教育	<p>教職員の周知が不十分であるという状況も鑑み、「インクルーシブ教育システムの構築」にむけた方向性も大綱に示す必要があると考える。</p> <p>p29のまず「課題」の部分には「障害の状況に対応した適切な指導」の後に「と、インクルーシブ教育システムの構築をすすめるために」という文言が必要だと考える。</p> <p>また、「主な取組」の中に、④として、「障害児・者の権利利益を侵害することとならないよう学校生活における社会的障壁を除去するため、本人や保護者との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行っていく。」という文言を明記すべきである。</p> <p>さらに、p45の「対策2-(④)」においては、特別支援学校の充実が中心に述べられているが、上記のことを鑑み、「特別支援学校における」の部分「特別支援が必要な生徒」とし、また「概要」の文頭においては、「特別支援学校をはじめとした各学校においては」と変更するべきである。</p> <p>p48の「対策3-(5)」においては、居住地校の交流においては「小・中学校」のみ書かれてあるが、「高等学校」も記述し、実施すべきだと考える。</p>	<p>対策1-(4)の「障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」は、小・中学校における特別支援教育の理念に基づいた指導及び支援の一層の充実を目指すものです。一方、インクルーシブ教育システムは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、1-(4)の対策は、このような共に学ぶ仕組みづくりを志向しているのではなく、特別支援教育の一層の充実を目指した取組として記述しています。したがって、原文のままをご理解をお願いします。</p> <p>ご意見をいただいている合理的配慮については、平成28年4月1日から施行されるいわゆる障害者差別解消法に基づくものです。</p> <p>このことについては、県立学校の教職員に対して、教育委員会訓令として対応要領を別途通知するとともに、この法令の趣旨を正しく理解し適切に対応できるよう、教育センターの研修等において周知徹底を図っていきます。合理的配慮は、法令によって全ての国民に義務付けられるものであり、国の定めに従い対応を進めていかなければならないものであることから、教育大綱及び第2期基本計画には書き込んでいないものです。</p> <p>2-(4)は、特別支援学校の現状と課題に対して、今後重点化して取り組むべき方向性と主な取組を示したものです。したがって原文のままをご理解をお願いします。</p> <p>高等部の生徒は、居住する地域に高等学校が無い場合や、小・中学校からのつながりのある生徒が居住地の高等学校に在籍していない場合があります。青年期にある生徒にとっては、居住地にこだわることなく、同世代の生徒とそれぞれの価値観を共有し、相互理解を深めることが重要と考えます。よって、特別支援学校の高等部は、居住地校交流ではなく近隣の高等学校等との学校間交流の充実を図っていきます。したがって原文のままをご理解をお願いします。</p>
44	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	<p>学力の定着状況に課題のある児童生徒は、発達障害がある場合も多く、本当の意味で「きめ細かな指導・支援」をするためには、個々の児童生徒の特性やつまずきの本質を見極めたうえで、その子に合ったスモールステップで指導・支援をする必要がある。地域の人材や大学生では不十分ではないか。</p>	<p>ご意見にあるとおり、学力の定着状況に課題のある児童生徒は、発達障害がある場合もあり、児童生徒の個々の特性やつまずきに応じてスモールステップで指導・支援していくことが大変重要です。</p> <p>このため、教育大綱及び第2期基本計画では、学校が、教員の指導のもとで組織的に行う放課後等における補充学習の取組の大幅な充実・強化を図ることとしています。こうした取組においては、教員経験者を含む地域の人材や大学生といった外部の方の力もお借りすることとしていますが、その基本は教員の指導のもとで行うことにあります。こうした体制のもとで、よりきめ細かな学習指導・支援を行うことにより、学力の定着等を図っていきたく考えています。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
45	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置は必要だ と思うが、将来的には、学級担任と教科担当を分けて、心理の専 門家が学級担任として子どもたちに寄り添いながら生徒指導をし、 教科担当は各教科のスペシャリストとして授業改善に取り組むのが 理想ではないか。「特区」からスタートでもいいので、ぜひ高知でやっ てほしい。</p>	<p>ご意見をいただいた学級担任と教科担当を明確に分けることは一つの形として考えられ るものですが、教員定数や、心理の専門家としての知識・技能をもつ教員の確保等の問 題があり、現時点では実現が難しい状況にあります。 このため、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)など、外部の 専門家の力もお借りしながら学校の課題の解決を図るチーム学校の取組を推進してい きます。</p>
46		○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	<p>異論はほぼないが、教育現場で教員が集中して授業に力を注 げているか。また、授業以外の諸問題に全力で取り組んでいるの か、一人で全部は無理と感じている。授業を専門的に担当する教 員と授業以外の諸問題やカウンセリング等を含めて担当する教 員、または、カウンセラー等がそれぞれ受け持つて出来れば効果的 と考える。生徒たちも、窓口が多い方がいい面もあるのではない か。</p>	<p>学校を取り巻く課題が多様化・複雑化するとともに、教員の多忙化も指摘されている 中で、教員が授業や生徒指導等により一層力を注ぐことができる環境を整えることによ り、子どもたちにきめ細かな支援を行っていくためには、SCやSSWなどの専門家の力をお 借りすることが必要となっています。このため、教育大綱及び第2期基本計画に基づき、 SCやSSWの更なる配置の拡充を図っていきたいと考えています。</p>
47	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	<p>中学校教員は部活動にとられる時間が多く、教材研究・開発の 時間が無くなり、結果として、子どもに学力がつかないのだと思う。 部活動支援員が入ったところで、責任が教員にある以上、状況は 変わらない。県外では、土日の部活動を制限している県もあると聞 いたが、そのつもりはないのか。 また、将来的には外部委託すべきだと思う。もしくは、教員の数を 増やし、学級担任、教科担当、部活動担当を分業してほしい。ぜ ひ、「特区」からでもいいので、高知でやってほしいと思う。 また、なぜ運動部だけなのか。吹奏楽部等、運動部よりも拘束 時間が長い部活動もある。</p>	<p>学校が対応しなければならない課題が複雑化・困難化している中で、運動部活動の 指導が教員の多忙感の要因の一つになっている状況があります。このため、運動部活動 支援員の派遣を大幅に拡充することにより、部活動の質の向上や教員の多忙感の解消 につなげていきたいと考えています。 また、今後、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課 題の解決を図るため、中学校体育連盟や特別支援学校等の関係者が連携して対策 を検討・実施することとしています。その際には、部活動を行わない日の設定等、いただ いたご意見も参考にさせていただきたいと考えています。 また、生徒の豊かな感性や情操の育成に向けて、文化系部活動の活性化を図ってい くことが重要だと考えています。高等学校については、平成32年度に本県で開催される 全国高等学校総合文化祭に向けて、今後、外部指導者も活用しながら、文化系部活 動の指導の充実と活性化を図っていきます。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
48	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	スクールソーシャルワーカー(SSW)やスクールカウンセラー(SC)などの配置を目標に掲げるのなら、兼務ではない正規・専任の者を全校に配置する目標を掲げるべきである。非正規や兼務の配置を増やすべきではない。	SCについては、すでに全校に配置している高等学校・特別支援学校に加えて、小学校・中学校・義務教育学校についても平成31年度までに全校配置とする目標を掲げており、また、SSWについても、目標数値の達成に向けて配置拡充に取り組んでいきます。 これらは、現在、国の補助事業として配置していることなどから、非常勤としての配置となっています。また、SC及びSSWの配置は毎年拡充していますが、人員確保が難しく、兼務での配置となっています。昨年12月の中央教育審議会の答申の中でも、将来的には、学校教育法等において、SSWを正規の職員として規定するとともに、教職員定数として、国庫負担の対象とすることを検討することが求められています。 そうしたことを踏まえ、国に対し、SSWの待遇改善のための予算確保とともに、答申の方向に沿った法整備等が実現されるよう、引き続き要望していきます。
49	○	○	【基本方向1】 チーム学校 《高等学校・特別 支援学校》 ・外部人材、 専門人材の 活用について	「【概要】」の中で、「多様な人材」として「学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等」と示しているが、図書館司書の増員やICT支援員等も必要ではないか。	図書館司書については、学校の規模や実態に応じて、必要な人員を配置するとともに、ブロックごとの指導者の配置により、それぞれの司書への支援体制を充実していきます。 また、各学校における、情報環境の整備は、一部の専門性の高い教員に委ねられている状況が多いことは認識しています。各教員ができるだけ生徒と関わる時間を確保する面からも、業務の効率化や汎用化が不可欠です。このため、県立学校においては、平成27年から教職員の総務事務集中化を進めるとともに、平成28年度からは統合型の校務支援システムの導入を図ることとしています。このような取組を進める中で、外部人材であるICT支援員の活用についても研究していきたいと考えています。
50	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	外部・専門人材の活用により、教材研究や授業改善、児童生徒と向き合う時間確保に向けて、実現できる取り組みとしていきたい。その中で介護休や産育休からの復職(教職員子育てサポートプランー次世代育成支援行動計画ーの充実と実行)から、育児短時間勤務(今後希望者の増加が予想される)等で、切れ目のない臨時講師の配置が重要である。再任用者と組み合わせができる仕組みや調整ができる安定した勤務体制が整っていないと現状とかわらない。	チーム学校の構築のためには、教職員が集中して教育活動に取り組むことが必要であり、そのためには、介護休暇や育児休暇、育児短時間勤務、などの制度を安心して活用できるようにしなければなりません。 大量退職時代に入り、教職員の確保が課題となっておりますが、臨時的任用教員や再任用者の確保を積極的に行い、勤務体制の整備に努めてまいります。

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
51	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	SSW、SCが互いの取り組みを交流し研修しあう場をもち、地域や学校との支援体制や連携に差が生じず、丁寧で素早かつ確な対応ができる人材育成を推進してほしい。 また、1年間で配置校が変わる、週1回程度という対応ではなく、連続性、継続性のある配置をしてほしい。短期間では、毎回、引継に追われ、児童生徒に対するかかわり方が浅く、不十分である。制度に期限も理解するが、学校や子ども、家庭の状況や意向をふまえた柔軟な期間の配置ができるようお願いしたい。	SCとSSWが交流し、研修し合う場については、これまでもSC・SSW合同研修会を年1回開催し、お互いの連携を深めてきています。これに加え、来年度は、チーム学校の構築に向けて、SCやSSWに加え、市町村及び各学校の担当者が参加する連絡協議会を開催し、事例検討や研究協議、情報交換を行うことにより、学校における教育相談体制の充実・強化や対応力の向上を図っていきたくと考えています。 また、SCの配置については、不登校、ひきこもりなど子どもたちの課題に対して柔軟に対応することができるよう、未配置校への拡充、小中連携配置校への拡充や教育支援センターの機能強化を目的としたアウトリーチ型のSCの配置など、多様な配置を進めています。 なお、SCの配置期間については、学校の課題に応じて配置期間を定めており、学校によって差が生じることもあることについてはご理解をいただきたいと考えています。
52	○	○	【基本方向1】 チーム学校 ・外部人材、 専門人材の 活用について	部活動については、顧問の経験値と指導力、適度な活動時間が重要である。部活動体制の充実をめざすとともに、経験値の少ない顧問への部活動支援員の確保、外部委託等の柔軟な体制が必要である。 ただ、これらの調整役が学校だけにならない支援体制をお願いしたい。	教育大綱及び第2期基本計画では、体の分野の施策の大幅な充実・強化を図っており、その中で、運動部活動の充実を柱として位置付けています。具体的な施策として、部活動支援員の派遣を大幅に充実・強化することとしており、今後、こうした取組を通じて、運動部活動の更なる充実に取り組んでいきます。
53		○	【基本方向1】 チーム学校 ・「チーム学校」の 表記について	中教審答申では「チーム学校」ではなく「チームとしての学校」という表現がされている。表現を訂正した方が良い。	教育大綱及び第2期基本計画におけるチーム学校の仕組みは、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図る取組を具体的に推進していくことや、学校支援地域本部の設置促進などを通じた地域との連携・協働までを取り込んだ考え方であることなど、中央教育審議会の答申に書き込まれている「チームとしての学校」と全く同じものというわけではありません。このため、高知県では、「チーム学校」という簡潔・明瞭な文言に統一して取組を進めていきたいと考えています。

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
54	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>貧困などの厳しい環境にある子どもたちへの支援が重点として取り上げられていることは評価できる。その上で、「保護者が子どもに関わるという意識を高めていく」という啓発を強調するのではなく、家庭の実態にそった経済的、社会的支援を優先させ、その中での自発的な成長をサポートすることを基本とすべきである。</p>	<p>教育大綱及び第2期基本計画では、教育分野における経済的支援策として、対策1－(3)に「保護者の経済的負担の軽減」を、また社会的支援として、SCやSSWの配置拡充などを盛り込んだ対策3－(2)「専門人材・専門機関との連携強化」などを位置付けています。</p> <p>その上で、子どもの生活の基盤である家庭において、まずは保護者が子どもにしっかりと向き合う意識を高めてもらうことが重要であるという観点から、「保護者に対する啓発の強化」を対策の一つに位置付けています。</p> <p>こうした取組を組み合わせて推進していくことにより、子どもやその保護者の自発的な成長をサポートしていきたいと考えています。</p> <p>なお、現在、知事部局で策定作業中の子どもの貧困対策推進計画においては、教育分野の支援策をはじめ、知事部局が所管する経済的、社会的支援策も網羅した総合的な貧困対策推進計画としてお示しする予定です。</p>
55	○		【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>「厳しい環境にある子どもたちへの支援」について 貧困などの厳しい環境にある子どもたちへの支援が取り上げられていることは重要なことである。その上で、知事も参加した総合教育会議での議論をふまえるならば、知事部局の産業振興や福祉分野の政策との連携についてもっと書き込むべきではないか。</p>	<p>教育大綱においては、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指し、教育分野の施策を中心に書き込んでいます。</p> <p>なお、ご意見をいただいた点については、知事部局において現在策定作業中の子どもの貧困対策推進計画において、教育分野の施策に加え、保護者への妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援策や、住まい・就労・生活への支援策などを網羅した総合的な子どもの貧困対策推進計画をお示しする予定です。</p>
56	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>家庭が経済的に厳しい状況にあるもとで、高校生のアルバイトの状況にも変化があるものと思われる。厚労省は高校を対象としたアルバイトの問題についても調査するとしているが、本県においても独自の調査を実施するなど、早急に実態を把握するとともに、働く者の権利や労働基準法等について学習を進めるなどの手立てが必要ではないか。</p>	<p>各県立高校においては、経済的な事由等によりアルバイトをする場合は、業務内容や就業時間等を確認し、学業に支障がない範囲で許可しており、過酷な労働を課すような事業所でのアルバイトは許可していません。</p> <p>また、学校では、公民や家庭科などの授業において、「労働の尊厳」について学習するとともに、ホームルーム活動や総合的な学習の時間を活用し、外部講師(社会保険労務士、税務署職員など)による研修会を実施するなど、生徒が社会保険や税、労働法、働く者の権利について理解を深める機会を設けており、今後もこうした取組を進めていきます。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
57	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>「概要」の中で「家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。」と述べ、「主な取組」に「国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。」と明示したことは大変重要である。</p> <p>さらに、中長期的計画として県独自の給付型の奨学金制度の創設など、特段の予算措置が求められる。</p>	<p>平成28年度からは、高等学校の全学年において、世帯の所得が一定額以下の場合、授業料が国の高等学校等就学支援金制度により全額負担されます。また、授業料以外の教育費への支援として、奨学給付金制度も国の補助金を活用して県が事業主体として創設しています。これらの制度を国とともに充実させていくことにより、厳しい環境においても、しっかりと高等学校教育を受けることのできる環境を整えていきます。</p>
58		○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>(ネット問題については、)児童・生徒の主体的な取組を支援しながら「適正な利用」への理解を広げ「ルールづくり」につなげていくことはたいへん重要なことであるが、「ルールづくり」の「目標数値100%」を掲げることは反対である。児童会・生徒会の活動が停滞している学校も多い中で、生徒の負担を強いることになりかねず、結局、教職員側で一方的に「ルールづくり」が進み、単なる管理や強制になっては全く意味がないからである。</p>	<p>インターネットの適正利用に関するルールづくりについては、校則のような形で教職員が一方的に定め、管理や強制をするものではないと考えています。このため、教職員主導でルールづくりを進めるのではなく、その過程に児童生徒が主体的に関わり、児童生徒の意見をもとに、ネット利用の行動目標という形でのルールが作られることとなります。教職員は、その取組を支援する位置付けとなります。児童会・生徒会交流集会は、そういった児童生徒の活動への意欲を喚起するとともに、各学校において児童生徒の自主的な活動を促進するきっかけとなるものです。児童会・生徒会活動が停滞しているからこそ、必要な取組であると考えています。</p> <p>また、児童生徒にスマートフォン等を買うのは保護者であり、インターネットの適正利用については保護者の責任も大きいと考えます。このため、ルールづくりの過程に保護者も関わることにより、子どものネット利用に関心を持っていただくことが重要だと考えています。</p> <p>このような考え方により、児童生徒・保護者・教職員の三者でルールづくりを進めていきたいと考えますのでご協力をお願いします。</p>
59	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>p62「5 就学前における課題・対策」について「対策5-(2)」において、保護者の子育て力向上のための支援の充実」が述べられており、とても大切なことだと考えるが、保育所や幼稚園の対策が中心となっている。</p> <p>高知県においては子育て支援センター等が設置されており、子育て中の保護者のよりどころとなっている。その点もふまえて、「主な取組」に子育て支援センターの活用も明記すべきだと考える。</p> <p>また、子どもができてからだけでなく、これから子どもを授かる可能性のある高校生においても、命の尊さや子育てに大切なことや困ったときの相談場所等を学ぶ機会の保障が必要ではないかと考えている。</p>	<p>教育大綱及び第2期基本計画は、教育分野を中心とした施策を書き込んでいます。子育て支援センターについては、地域全体で子育てを支援する基盤を形成するための重要な機関であり、特に厳しい環境にある乳幼児の支援においては連携していくべき機関の1つだと考えています。このため、固有名詞は出していませんが、対策5-(3)の①の関係機関との連携にその趣旨を含めて記述しています。</p> <p>また、高校生に対しては、基本方向1の高等学校・特別支援学校の体の分野の対策4-(2)において、将来親になるための学習を含めた健康教育の充実について書き込んでいます。</p>
60	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>保護者の経済的負担の軽減や学ぶ機会の確保、支援する人員確保等の支援策は充実してきたが、今後も充実の拡大に向けた予算化、実行をお願いしたい。</p>	<p>厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指し、教育大綱及び第2期基本計画に基づき、厳しい環境にある子どもたちへの支援策の充実・強化に取り組んでいきます。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
61	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>厳しい環境にある子どもたちへのきめ細やかな支援や対応、そして学びの場への参加促進については、安心できる居場所(放課後)、学びの定着(学びなおし)によって、学びへの意欲、進路への保障としてつながっている。今後も取り組みの充実や拡大をお願いしたい。</p> <p>取り組みの中で、現在は、放課後を中心とした支援対策が行われているが、日中、様々な理由で教室に入れられない児童生徒も多いため、教室以外での居場所として、保健室やフリースペース等、校内での対応もされている。</p> <p>しかし、その児童生徒とじっくり向きあい、十分なかかわりができる教職員(大人)が充実していない現状がある。定数ぎりぎりに対応している、また未配置状態に対応している現状では、学校で単に時間が過ぎてしまっているようで、十分なかかわりや支援ができていない実態がある。日中での対応も拡充していかなければならないと考える。</p>	<p>厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指し、教育大綱及び第2期基本計画に基づき、厳しい環境にある子どもたちへの支援策の充実・強化に取り組んでいきます。</p> <p>財政状況を踏まえ教員定数を増加することが厳しい状況の中で、さまざまな理由で教室に入れられない子どもたちと十分な関わりをもつためには、教員同士がチームを組んで対応することや、外部の専門家・地域の方々の力を借りて支援を充実していくことが必要であると考えています。このため、チーム学校の構築などの施策を確実に実施していきます。</p>
62	○	○	【基本方向2】 厳しい環境にある子どもたちへの支援	<p>家庭が経済的に厳しい状況にある子どもたちの現状について明示することは、重要なことである。「学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面」しているだけでなく、高校への進学や就学の継続、卒業後の進路についても深刻な影響があることも示す必要がある。</p>	<p>家庭の厳しい経済状況等を原因として厳しい環境にある子どもたちについては、高校への進学や就学の継続、卒業後の進路といった点でも厳しい状況にあることは認識しています。教育大綱及び第2期基本計画では、このような厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指して、真に有効な施策を打ち出すことを基本的な考え方として記述しています。</p> <p>ご意見をいただいた内容については、児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯の子どもたちの高等学校等への進学率及び大学等への進学率と県全体の子どもたちの進学率とを比較する形で、現在、知事部局で策定作業中の子どもの貧困対策推進計画で具体的にお示ししたいと考えています。</p>
63	○	○	【基本方向4】 県と市町村教育委員会との連携・協働	<p>学校だけの対応にとどまることなく、市町村教委、社会教育との相談、連携等の窓口を広めることや、開かれた学校づくり等の地域との連携ができていく取組の紹介や、モデル地域を指定(学校規模別)した取り組みを推進していただきたい。</p> <p>地域との連携はこれまでも推進、努力してきたが、地域の温度差もあり厳しい地区もある。そういった地区にこそ、学校側が相談できる場所や手厚い支援が行き届くようお願いしたい。</p>	<p>学校や市町村教育委員会と連携し、学校と地域との連携活動をサポートする「学校地域連携推進担当指導主事」を各教育事務所及び高知市に配置しており、学校と地域の連携に関する相談窓口として活用していただきたいと思っております。</p> <p>また、今後、学校と地域との連携についての優れた事例を集めた冊子を作成し、広く周知を図っていく予定です。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
64	○		【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境	校名はそのままにすべきである。また校名を変更すると校歌や校章やその他の印刷物などあらゆるものが変更を余議なくされ莫大な経費と時間が無駄になる。そしてなにより高知西高生の進学や就職に不利益になる。高知西高校のままにすべきである。お金がもったいない。	校名等については、平成26年10月に策定した県立高等学校再編振興計画では、「統合後の新たな学校の校名等の取扱いについては、両校の学校関係者の意見とともに県民の意見も聴取しながら平成28年度末までに県教育委員会で検討し、決定する。」としています。 現在、透明性を確保し、公正に行うため、外部有識者による「県立学校の校名に関する検討委員会」を立ち上げ、校名の決め方や県民の声の聴き方から協議しているところです。
65	○		【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境	国などの負債が1000兆円を超え、さらに毎年赤字国債を発行している今、統廃合を効果的にすることもやむをえない。また次の南海地震がくるころには、東北の大震災の後のような復興のための予算や人員がないかもしれない。今のうちに学校施設やその関連の施設を安全な場所に集約して移転させておく、また〇〇高校〇〇キャンパスなどとし、いくつかの離れた校舎でも統合したひとつの学校として運営も可能だと思う。現代は通信網も発達しており、離れた複数の教室で同時に授業をすることも可能である。そして、それぞれの校舎は地元のみなさんの集会の場や災害時の避難場所にも活用すればいい。	今後10年間の県立高等学校の在り方を定めた県立高等学校再編振興計画は、生徒数の減少や南海トラフ地震への対応など、さまざまな観点から策定したものです。 ご意見にありました南海トラフ地震への対応について、計画では「将来発生する南海トラフ地震から命を守る対策を推進するとともに、海沿いにあり津波による大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性を含め、対応を検討する。」と、しています。 県教育委員会においては、この県立高等学校再編振興計画に基づいた前期実施計画(平成26年度から平成30年度まで)をしっかりと進めていきます。
66	○	○	【基本方向5】安全・安心で質の高い教育環境	p22の(5)安全・安心で質の高い教育環境を実現するについて「課題への対応」として、「④教員のICT活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進」とある。 小・中学校の設置・運営については市町村・市町村教育委員会が担うものであるが、実際に財源の確保・学校数、環境整備のための人材の確保などの要因により、ICTをはじめとした情報環境の整備が十分整っていない自治体があるのが現状である。 高知県全体で教育をすすめていく上において、現在も支援をいただいているところもあるが、義務学校の環境整備にさらに視点をあてていただきたい。 よって、「④教員のICT活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進」の後に、「及び義務学校の教育の情報化の推進のための支援」を入れていただきたい。	教育の情報化の推進は、教育の質的な向上に効果があります。特に、校務支援システムの整備は、教員の校務にかかる負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保できるという効果があります。 このため、国は、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を策定し、平成26年度から4年間の地方財政措置を講じています。市町村教育委員会においては、こうした財源を活用して、コンピュータ・電子黒板などのハード整備や校務支援システムなどのソフト関連の整備などにより、教育の情報化を進めていただくことが基本となります。 なお、全市町村共同での校務支援システムの整備に関しては、まずは他県における導入状況や導入県における課題などを調査した上で、その導入の可能性について、市町村と協議を進めていきたいと考えています。その上で、導入の方向で市町村がまとまった場合には、県としての支援のあり方についても検討していきたいと考えています。



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
67	○		【基本方向7】 大学の魅力を高める	<p>子供たちの最終目的は就職することであり、社会の一員となり働くことである。</p> <p>大学には莫大な国家予算がつき込まれており、なんとなくか、自分探しのためとか、みんなが行くからとかで、大学へ進学してもらっては困る。この国は大学をつくりすぎたのではないか。</p> <p>高知県の学校教育は、学力を向上させることはもちろんだが、子供たちが将来なにになりたいのか、そのためになにを学ばばいいのかを早い段階で考えられるようにしてほしい。</p> <p>大学進学より専門学校でスキルや国家資格などの習得をめざすことが人生において役立つと思う。もっと専門学校の社会的な地位をあげられないか。</p>	<p>産業構造や労働力市場等の急激な変化が進む中、多様な経歴を持つ人々がそれぞれの能力、可能性を最大限伸ばし、活躍する社会を実現していくことが重要です。</p> <p>また、一人ひとりが企業や組織で活躍していくには、自らのキャリアを通じて、職業に必要な実践的な知識や技術を学び続けていくことが必要であり、現在、国においても「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」に関する検討がなされているところです。</p> <p>新たな高等教育機関については、新設のほか、専門学校からの転換も想定されており、質の高い職業人の育成はもとより、今後ますますニーズが高まる社会人の学び直しの機会の拡充にもつながっていくことが期待されるため、その動向を注視していきたいと考えます。</p> <p>また、次代を担う子どもたちに、将来を切り拓いていくための基礎となる力をしっかりと身に付けさせるため、本県では就学前から小・中・高等学校まで発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。今後も教育大綱に位置付けているキャリア教育の取組を一層推進していきます。</p>
68	○	○	【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	<p>PTAとの連携は欠かせない。しかし、学校とPTAとのやり取り(調整役)の苦労、役員確保や研修会の実施に苦労している実態がある。PTA活動の活性化に向けた取り組みが、学校任せや文面で留まらないように具体的な支援が必要である。</p>	<p>PTAとの連携は、保護者が地域社会の一員であることから、学校と地域との連携・協働を進める上でも重要なことだと認識しています。このため、PTA活動の活性化については、学校任せや文面にとどまることのないよう、PTA教育行政研修会などを通じて県教育委員会と関係者との連携を一層深めながら、具体的な活動を支援していきます。</p>
69	○	○	【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	<p>地域と関わりのある社会教育、市町村立図書館や公民館等での雇用、地元採用枠(地元地域で、地域行事や子ども会活動に参加・協力、伝承芸能に携わっている等)をもうけ、地域との関連部署として活躍してもらえないだろうか。特に、若者の採用があれば、県外への流出の歯止めとなる。地域活性化に向けた取り組みへとつなげてほしい。担当者の入れ替わりが頻繁にあるよりも、年々つながりが拡大し、地域の若者との交流も深め、活性化につながる。</p>	<p>市町村立図書館や公民館等での雇用の地元採用枠については、それぞれの市町村が任命権者として判断する事項であり、教育大綱及び第2期基本計画に書き込むことは困難だと考えています。一方、若者が県内において働きやすい環境づくりや地域活性化は県政の重要課題であり、県としては、まち・ひと・しごと総合戦略等において、これらの取組を全庁的に推進しています。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
70	○	○	【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	教職員希望の大学生が、学習支援員などとして学校現場に入る仕組みを増やしてはどうか。卒業後、県内で働くことへの意識づけになる。またその経験のある程度評価(大学での評価、採用試験時の評価等)に加味する仕組みと図式化(見える化)があれば、就職への見通しができ、他の教職員希望者への情報宣伝にもなる。	<p>教職員希望の大学生には、現在も放課後の補充学習や子ども教室などで活躍いただいておりますが、学習支援員の確保が困難な学校はまだ多く、県としても、より多くの学生に関わっていただくために、人材バンクなどの仕組みを周知していきたいと考えています。</p> <p>また、その経験を大学での評価に加味することは、大学において検討していただく事項になりますが、大学との協議・調整の場で提案することも考えていきます。</p> <p>なお、採用試験時の評価等に加えることにつきましては、現在、本県の公立学校の臨時的任用教員としての勤務歴(過去4年間において24月以上)をもって、採用審査の教職・一般教養を免除する制度はありますが、学習支援員などの勤務歴を評価等に加味することは、困難だと考えています。しかしながら、学習支援員等の経験は、面接審査などにおいて役立つのではないかと考えます。</p>
71	○	○	【基本方向8】 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	地域にある伝承・伝統芸能等の文化、行事等に、教職員や保護者が子どもたちと一緒に参加し過ごす時間や、行政からの支援や補助が得られる応援体制が必要だと感じる。地域の大人や先輩とかかわることで、地域への思いや誇りがもて、豊かな心が育っていくと考える。	<p>学校と地域との連携・協働は、ご意見にあるとおり、子どもたちが地域の多くの大人に見守られながら、自尊感情や豊かな感性を育む環境を作っていく取組であり、既に学校支援地域本部を設置している学校の中には、教員や子どもたちが地域行事に参加し、地域の伝統や大切さを学び、住民との心の交流を深めている事例もあります。</p> <p>こうした活動を多くの地域に拡大していくためにも、学校支援地域本部事業等を通じ、人的・財政的な支援の充実に取り組んでいきます。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
72	○	○	人員配置	<p>小学校から高校までの全学年30人学級実現や、複式学級の定数の改善(12人など)など、高知県の子どもたちを育てる上で、県独自措置推進の決意を計画に盛り込むべきである。</p>	<p>小・中学校については、学力の問題や不登校・暴力行為などの生徒指導上の諸問題が長年の懸案課題としてある中で、これらの教育課題の解決に向け、平成16年度から少人数学級編制に取り組み、現在、小学校1・2年生及び中学校1年生で30人学級を、また、小学校3・4年生で35人学級を実施しています。また、複式学級編制においても小学校1年生を含む複式学級の児童が8名の場合には、1年生の学習支援を行うため、学級の単式化を行っているところであり、これらのことは、今後も継続して行っていきたいと考えています。</p> <p>こうした中で、それぞれの学級編制基準をこれ以上、県独自で引き下げることは、財政面からも困難と考えます。</p> <p>今後、県としては、国の動向に留意しつつ、国に対して加配定数の増加を要望するとともに、定数の効果的な運用についても検討していきたくと考えています。</p> <p>高等学校については、これまでも各学校の教育課題の解決のために、少人数による習熟度別学習や指導方法工夫改善などの学力向上への支援や対策を行ってきました。また、高等学校では生徒の進路希望に応じて、選択科目別の授業を実施する機会が多く、その際には少人数によるきめ細かな授業を行っています。</p> <p>今後も、こうした取組により、個々の生徒の幅広い学力と多様な進路希望に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図っていきます。</p>
73	○	○	人員配置	<p>小学校担任にも空き時間を毎日保障することなど、すべての教職員の持ち時数の上限を設定して、それに基づき教職員定数についての高知県独自の改善を行うべきである。</p>	<p>県教育委員会としましては、これまで、児童生徒支援や指導方法工夫改善のための加配教員を配置したり、また、全国に先駆け、平成16年度から県単独の加配を用いて少人数学級編制を導入するなど、各学校が抱える教育課題の解決や教育の充実に向けた取組を進めてきました。財政状況が厳しい中、これ以上、県独自に教員配置の拡大を図ることは困難な状況にあると考えています。</p> <p>なお、今後は、地域の方々のお力を借りるなどチーム学校の取組も進めていくこととしております。</p>
74	○	○	健康管理体制	<p>病気休暇・病気休職取得者を減らすために、その人数把握をリアルタイムで行うと共に、原因の分析や対策の実施のために全県の教職員を対象として、労働安全衛生体制の確立を行うべきである。</p>	<p>労働安全衛生法等に基づく教職員の健康管理体制の整備は、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保するために重要であると考えています。しかしながら、市町村立学校の教職員の健康管理は、市町村教育委員会と校長が行うべきものであります。このため、県教育委員会としましては、引き続き、昨年12月に施行されたストレスチェック制度など健康管理に関する情報の提供や助言を行うとともに、市町村教育長や校長に対しては、研修会や学校長会議などを通して、健康管理に関する研修や制度の周知を図ってまいります。</p> <p>また、病気休暇・病気休職取得者を減らすため、その状況の定期的な把握にも努めていきます。</p>



番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
75	○	○	その他	<p>現在私は、2つのことを感じながら、個人事業主とパートの保育士の仕事に励んでいる。1つ目は、高知県庁・工業振興課の職員の方から技術革新に係る書類を一式郵送していただき、そのご期待にお応えして行くにはどうすればいいのか？</p> <p>2つ目として現在私は、高知県内の保育所でパート・保育士の仕事に励み、教育・保育の質の向上について日々感じていることを生かしていく方法は何なのか？</p> <p>上記2つのことを考え抜いた結果、「産・学・官の共同研究・音楽療法プロジェクト」を立ち上げてはどうかという提案に至った。高知県を盛り上げ、さまざまな良いこと続きになってくるのではないかと思う。</p>	<p>音楽療法については、その考え方を、リトミック等の音楽に関わる教育の参考とすることは考えられますが、音楽療法自体を教育の課題として研究対象とすることは、現時点では困難な状況にあります。</p> <p>今回ご意見をいただいたことについては、医療や福祉を担当する部署にも伝え、参考とさせていただきます。</p>
76		○	その他	<p>昨今、「オンリーワン」という言葉に違ったとらえ方をしている向きがあるように感じている。</p> <p>人権は大いに結構で、確かにオンリーワンであるが、世界あつてのオンリーワン。世の中があつての私。というところが欠如しているように感じてならない。</p> <p>また、「自由」を強く主張する際に、「責任」を併せて主張するようにして欲しいと思う。論語に見られる「仁」(思いやり、まごころ)といった考えなどが身につけられれば良いと思う。他者があつての私。私があつての他者。自然とそのような言動ができれば、学力以上のものが得られるように考える。</p>	<p>人それぞれの個性や能力には違いがあることから、その違いをお互いに認め合い、尊重しながら共生する社会をつくっていくことが大切です。そのような社会の一員として、「オンリーワン」である自分自身が自分らしさを発揮する際には、ご意見にあるとおり、行為には責任が伴うということ認識させることが大切であると考えています。</p> <p>学校での人権教育を通じて「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を児童生徒に身に付けさせることが、ご意見にあるような考え・行動につながっていくものと考えています。</p>
77	○		その他	<p>高知県庁や高知新聞など県内の主だった企業の募集要項をみると大卒者しか採らないが、高卒者も採用してはどうだろう。</p> <p>優秀な高校生は県外の大学へ進学しそのまま県外の企業へ就職する。それは重大な人材の流出をおこし県外から移住者をいれても追いつかない。優秀な高卒者は大卒者に引けを取らないと思う。</p> <p>たとえば、高知西高校から5名、高知追手前高校から5名、高知小津高校から5名などを推薦で一本釣りすることができないか。企業は優秀な人材、つかえる人材がほしいのだから、べつに大卒にこだわる必要はないと思う。</p>	<p>教育大綱は、本県の教育等を振興するために教育委員会等が取り組む施策を書き込むこととしているため、子どもたちの卒業後の進路に関連することであるとしても、県職員の採用の方針を書き込むことはなじまないものと考えています。</p> <p>なお、高知県庁の職員の採用につきましては、幅広い年齢層から多様な人材を確保するため、受験時の年度末の年齢が18歳から22歳までを初級試験、22歳から30歳までを上級試験として採用試験を実施しているところです。平成27年度の初級試験では28名の方が合格されています。</p> <p>今後も多様な人材の確保に向けて、幅広い受験機会の提供に取り組んでいきます。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
78	○		その他	<p>とめ・はねや漢字の書き順などなどより、もっと教えるべきことがある。教師は教科書の全体を見渡し、教えなければならないことを取捨選択して子供たちの負担を減らさなければ、学力の向上は得られない。</p>	<p>ご意見にあるとおり、教員が教科書の全体を見通した上で、教えなければならないことに軽重を付けていくことは大変重要なことです。</p> <p>平成20年に、教科用図書検定調査審議会から教科書の改善の方向性が打ち出され、教科書の質・量の両面で大幅な充実が図られました。これにより、子どもたち一人一人の理解の程度に応じて、発展的な学習や繰り返し学習などができるようになりました。文部科学省からも「記述全てを教えるのではなく、発展的な学習など、個々の児童生徒の理解の程度に応じて学習すること」と言われていますが、学校現場ではいまだに、教科書の内容は全て教えるものであると考える傾向が残っています。</p> <p>このため、対策2-(1)の①の「中学校における教科会」や、対策2-(2)の②の「各学校の研究主任を対象とした協議会」などにおいて、これまで以上にしっかりと学習指導要領を読み込み、教科書をどのように活用して一人一人の学力を向上させるのかという点を考慮した学習指導に取り組んでいきたいと考えています。</p>

番号	教育大綱	基本計画	項目	意見概要	基本的な考え方・対応策(案)
79	○	○	その他	<p>貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切った後、県内雇用に確実につなげないと、本当に断ち切ったことにはならない。</p> <p>大学で学んだ専門性を企業で試したい学生の意欲やニーズにあった県内雇用を増やしていくこと、学んだ専門性が活かせる分野の雇用拡大も必要。</p> <p>高知県内外で学んだことが、活かせられる企業の紹介や、高知県は県内企業を応援し、県内企業は人を育て、魅力ある仕事ができ、労働条件もよい(生活に困ることはない)等の高知ならではの内容をアピールしてはどうか。</p> <p>そのためには、県内企業が、ワークライフバランスを意識した労働条件の整備がされていなければならない。少子化対策推進県民会議からの発信や取り組みを更に拡充し、仕事をしながら安心した子育てができる、子どもへの教育が充実している、地域の支えあいがある等、高知県は、教育・企業・地域の密着型をめざしているといった方向性を、大きく打ち出していくのはどうか。</p> <p>また、キャリア教育の位置づけで、具体的な方向性と、それに向かう支援体制、実現後(県内在住者、就職者)の待遇(奨学金返還縮減等)等、図式化(見える化)として提示すると、中・高校生にはイメージしやすいと考える。</p>	<p>ご意見にあるとおり、雇用に確実につなげることは、貧困の世代間連鎖を断ち切るために重要なことであると考えています。このため、県においては、ご意見いただいた点について下記の取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内雇用の拡大について 第3期産業振興計画においても、高校生、大学生の県内就職や移住の促進などによる「人材の育成・確保」を大きな柱に掲げ、第一次産業から第三次産業までの多様な正規の仕事や、雇用の場の創出に取り組むこととしています。</li> <li>・本県の魅力や県内企業のアピール等について 県外大学生に対しては、大学の就職支援室等を通じてや、Uターン就職相談会等の開催・参加により、本県企業や就職関連情報を提供しており、都市部において、高知での仕事や暮らしのよさ、県内企業等についてPRするセミナーも開催しています。また、県内においても、大学の就職支援職員と県内企業の情報交換会の開催や、県内業界団体が取り組むインターンシップの受入体制の拡大をサポートするなど、団体、県内大学等と連携しながら、県内企業情報や企業の優れた技術等の情報を、より多くの学生に知ってもらう取組を進めています。</li> <li>・次世代育成の支援認証制度(労働環境整備) 県では、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる企業(H28.3月末:148社予定)を「次世代育成支援企業」として認証し、広報することでその取り組みの輪を広げています。また、セミナーを開催し、認証企業にも取組の発表をしていただいたりしています。今後はさらに、この認証制度を少子化対策の一環として、男性の育児休業も含め、子どもの看護休暇、時間単位の休暇制度など、子育てしやすい環境づくりをより多くの企業において推進できるよう、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に参画される企業や団体の皆様のご理解とご協力もいただき、制度がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えています。</li> </ul> <p>また、県教育委員会では、子どもたちが卒業後の目標を具体的にイメージできるようにするため、県内企業での体験活動等を取り入れたキャリア教育の取組を進めており、このことは、教育大綱及び第2期基本計画に書き込んでいます。今後とも、ご意見をいただいた内容を踏まえ、キャリア教育の取組を更に充実させていきます。</p>